

4月納入分から 水道料金を改定します

＝引上げ率は43.08パーセント＝

水道料金は、昭和49年7月料金体系（用途別を口径別に）の改正とあわせて料金改定を行いました。当時予測された昭和51年度までの3カ年の経営状態は、おおむね安定した経営がなされてきました。その後の

年次の流れによる諸物価の高騰、人件費の増加などによって、昭和52年度は経営収支の赤字が6,722万円に達し、さらに昭和53年度は、1億7,300余万円の赤字が予想される事態になっています。

このため、水道事業経営審議会（山田由太郎会長）に料金改定について諮問し、その答申をもとに4月1日から料金改定することになりました。改定率は平均43.08%です。

改定料金の適用と 計算の方法

①昭和54年1月下旬から3月下旬までの2ヵ月間（2月分、3月分という。）に使用した水量の料金を計算して4月に納めていただくA地域と

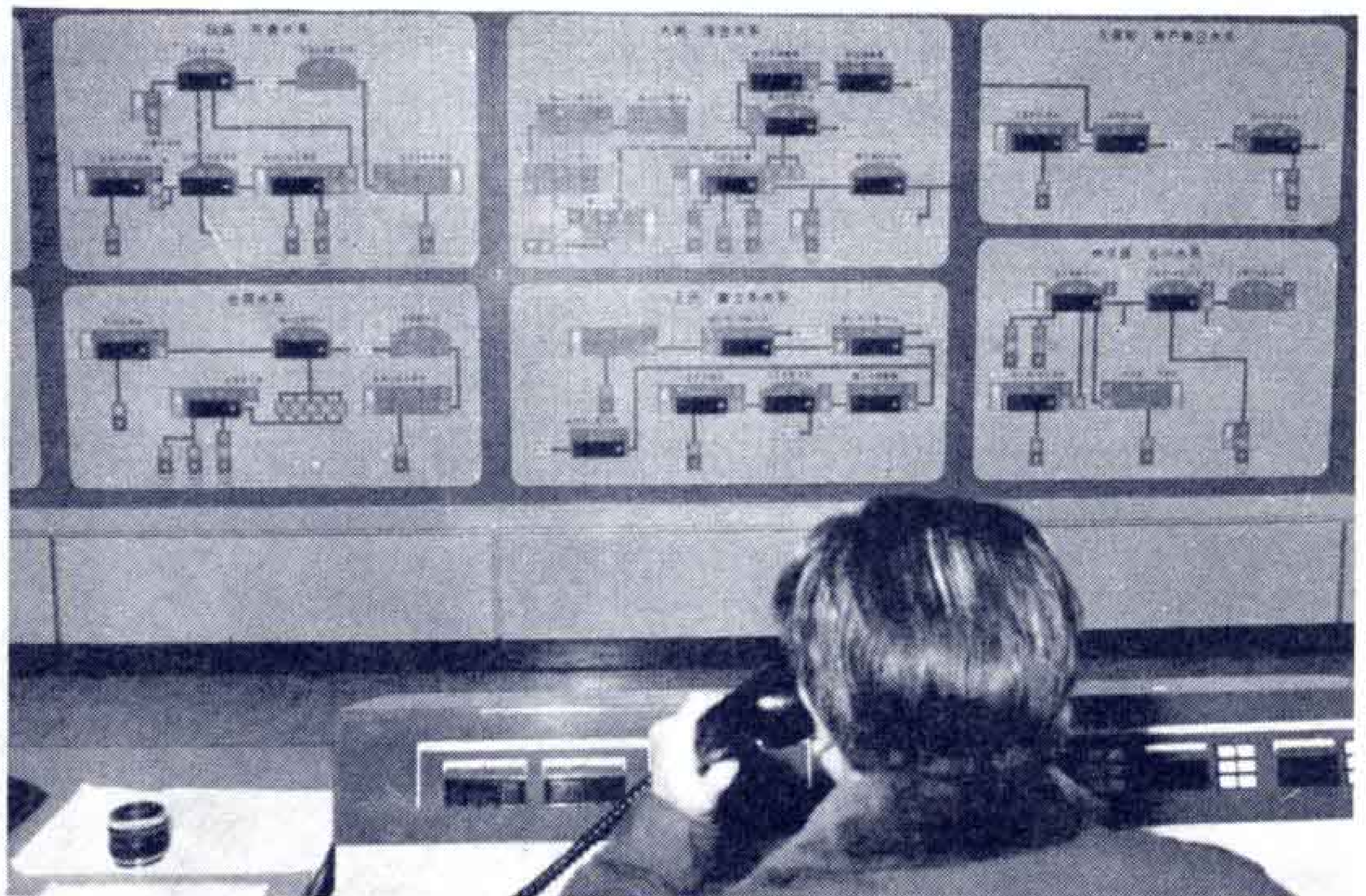
②2月下旬から4月下旬までの2ヵ月間（3月分、4月分という。）に使用した水量の料金を計算して5月に納めていただくB地域があります。

そこで両地区間の公平をはかるため①の地域の2月分については現行料金で計算し、3月分については、新料金で計算したものを合計してご通知いたします。②の地域の方の水道料金は2ヵ月分とも新料金で計算いたします。

計算の方法は下表のとおりです。

計算の方法

区 分		54年1月	2月	3月	4月	5月
A 地 域	3月検針し料金を 4月納入する地域		1/21 2月分使用量	2/21 3月分使用量	3/20 検 針	計 算 料 金 納 入
			(旧料金) + (新料金)			
B 地 域	4月検針し料金を 5月納入する地域		2/21 3月分使用量	3/20 4月分使用量	4/20 検 針	計 算 料 金 納 入
			(新料金) + (新料金)			



【写真説明】

富士市の上水道は、富士、吉原、大淵など、10水系に分かれ、各々配水池及び水源を持っているため、施設が広く市内に点在しています。そ

れらを、1ヵ所で集中管理するのに集中遠方監視システム（写真）を採用しています。これによりますと、いながらにして市内の水道施設の運転状況が全部わかります。

いまの水道料金では56年度までに 11億3,890万円の資金不足

第5次拡張事業は54年度から5ヵ年計画で

第5次拡張計画基本事項

区 分	計 画
●計画目標年次	昭和60年度
●計画給水区域	行政区域のうち 吉原地区 中野外 富士地区 鮫島外 鷹岡地区 天間外
●計画給水人口	21万人
●計画給水量	12万6千 ^m ³/日
1人1日最大給水量	600ℓ
●事業年度	自 昭和54年度 至 昭和58年度
●事業費	22億円

※料金算定期間中の投資予定額(事業費) 12億600万円

現在、市の上水道を利用している人口は、17万6,000人(全市人口20万6,500人)1日平均配水量は8万5,567立方^mに達しています。

しかし、本市の水需要は、給水人口の増加と生活水準の高度化により年々増加の一途をたどっており、これに対処するため昭和46年度に着手した第4次拡張事業は、昭和53年度中に完成の予定になっています。

この事業の完成により、計画目標は達成されたものの、今後の需要にこたえられるサービスの継続と安定した給水機能を確保するため、さらに諸施設の充実が必要とされます。

このため、第5次拡張事業を昭和54年度から5ヵ年で実施する計画をたて、料金算定期間3ヵ年の資金計画などを検討したところ11億3,890万円の資金不足が見込まれます。こうした事情から、みなさんに安定した給水ができるよう止むを得ず料金を改定することになりました。

改定料金表

呼 び 径	基本料金		従 量 料 金	
	水 量	金 額	段 階 区 分	金 額
13	立方 ^m	円 480	使用水量10立方メートルを超え20立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	円 40
			使用水量20立方メートルを超え50立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	50
			使用水量50立方メートルを超え100立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	60
			使用水量100立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	65
20	10	750	使用水量20立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	40
			使用水量20立方メートルを超え50立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	50
			使用水量50立方メートルを超え100立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	60
			使用水量100立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	65
			使用水量20立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	40
			使用水量20立方メートルを超え50立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	50
			使用水量50立方メートルを超え100立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	60
25	1,050	使用水量100立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	65	
		使用水量50立方メートルを超え100立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	60	
		使用水量100立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	65	
30	1,180	使用水量20立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	40	
		使用水量20立方メートルを超え50立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	50	
		使用水量50立方メートルを超え100立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	60	
		使用水量100立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	65	
		使用水量100立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	65	
40	2,300	使用水量20立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	40	
		使用水量20立方メートルを超え50立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	50	
		使用水量50立方メートルを超え100立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	60	
50	3,500	使用水量50立方メートルを超え100立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	60	
		使用水量100立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	65	
75	8,600	使用水量50立方メートルを超え100立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	60	
		使用水量100立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	65	
100	15,000	使用水量50立方メートルを超え100立方メートルまでのもの1立方メートルにつき	60	
		使用水量100立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	65	
150	25,600	使用水量100立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	65	

一般家庭料金の 引上げは低率に

料金の改定は、水道事業経営審議会の答申を尊重し、特に市民生活にもっとも影響のある口径13ミリから25ミリの小口径のものは、基本水量制(10立方^m)をおき、生活用水等に対する配慮から4段階区分の多量消費逡増制を採用し、生活用水範囲と考えられる11立方^mから20立方^mまでの従量料金はできるだけ引上げ率をおさえました。

新料金は左の表のとおりです。

